

# 米国クリーンパワープランのもとでの省エネ政策

小松 潔\*

## はじめに

2014年6月2日に、米国の環境保護庁（EPA）が、既存の火力発電所からのCO<sub>2</sub>排出規制案（以下、クリーンパワープラン）を発表した。これは2013年6月25日にオバマ大統領がEPA長官宛ての覚書においてEPA長官に作成を求めていたもので、既に発表されている新設の火力発電所に対するCO<sub>2</sub>排出規制案とともに、オバマ大統領の温暖化政策において中心的な位置を占める。このクリーンパワープランは、既存の大気汚染物質の規制に関する大気浄化法の下で実施されるもので、議会による新たな立法措置を待つことなくオバマ大統領が、大統領に与えられた権限の中で、火力発電所におけるCO<sub>2</sub>排出規制を可能にするものである<sup>1</sup>。

## 1. クリーンパワープランにおける省エネ制度

EPAから発表された資料によると、クリーンパワープランでは各州が既設の火力発電所に対するCO<sub>2</sub>排出削減目標（原則として電力排出原単位）を設定することとしているが、その達成手段について、幾つかの政策オプションが示されるに留まり、それらの政策オプションの実施方法は各州の判断に委ねられている。示された政策オプションは、①火力発電所におけるエネルギー効率改善、②低炭素発電所の活用、③再生可能エネルギーの活用、④需要家側でのエネルギー利用の効率化の4つである。

この4つ目のオプションである、電力を消費する需要家側でのエネルギー効率の改善について、EPAは「電力需要の削減は、CO<sub>2</sub>排出量を削減する確実に費用の安い対策である」とした上で、この措置を取る場合は、年間で1.5%のエネルギー効率の改善が達成されるとしている。

## 2. 大気浄化法との整合性の問題

クリーンパワープランの策定時からEPAの担当者は、発電所の「フェンスを越えた」取組みも主要な排出削減対策となりうることを示唆していた。個々の直接的なCO<sub>2</sub>排出源における取組み以外でも、CO<sub>2</sub>排出量の削減につながる取組みを幅広く認めることで、目標達成のために、州政府が柔軟に政策を選択するための裁量を与える必要性を、当初からEPAは認識していたのである。

しかし、このような発電所以外における取組みは、大気浄化法の規定に反するのではないかと懸念する声もある。過去にEPAが大気浄化法のもとで実施した大気汚染物質（SO<sub>x</sub>、NO<sub>x</sub>、水銀など）の排出規制においては、排出源における直接的な規制以外は、ほとんど実施されてこなかったためである。

## 3. 産業界からの反応と今後の手続き

産業界からは、このEPAの規制案に対して批判的な声明が発表されている。その一方で、エジソン電気協会（EEI）は、6月2日に声明を発表したが、明確に規制案に対する反対意見は示されていない。この中では、これまでの電力会社の下での自主的なCO<sub>2</sub>排出削減に向けた取組みを評価する枠組みを導入する必要性や、「フェンスを越えた」取組みについての懸念などが表明されるなどに留まっており、規制案への反対意見、批判などは示されていない<sup>2</sup>。

\*\* （一財）日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット 主任研究員

1 クリーンパワープランの全体的な解説については次の資料を参照。田中「米国EPAが既設発電所からのCO<sub>2</sub>排出クリーンパワープランを発表」日本エネルギー経済研究所2014年6月参照。 [eneken.ieej.or.jp/data/5502.pdf](http://eneken.ieej.or.jp/data/5502.pdf)

2 EEI “EEI Statement on EPA’s Proposed Guidelines for Greenhouse Gas Emissions from Existing Generation Sources” June 2, 2014

<http://www.eei.org/resourcesandmedia/newsroom/Pages/Press%20Releases/EEI%20Statement%20on%20EPA%E2%80%99s%20Proposed%20Guidelines%20for%20Greenhouse%20Gas%20Emissions%20from%20Existing%20Generation%20Sources>

EPA は、これまでの条文解釈を踏まえて、家庭や業務部分での省エネも CAA のもとで実施される政策として認められうると説明している。ただし、今後、複数の都市における公聴会の開催や、官報発表後、120 日間のパブリックコメントの受付期間を経たうえで施行に至るため、これらの手続きの中で得られたコメントを踏まえた上で、修正が加えられていく可能性はある。さらに、様々な形で訴訟が提起される可能性もあり、裁判所においてクリーンパワープランに示された政策オプションが大気浄化法に違反するとの判断が下される可能性も否定はできない。そのため、省エネ政策がクリーンパワープランにおいて、最終的に、どのような位置づけとなるかは、今後の米国政府における手続きが終わるのを待たなければならない。

お問い合わせ : [report@tky.ieej.or.jp](mailto:report@tky.ieej.or.jp)